

## 第3 生活環境安全

# 第3 生活環境安全

## 1 薬事

### (1) 薬事衛生

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「麻薬及び向精神薬取締法」等に基づき、薬局、医薬品販売業、麻薬小売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請、諸届出や管理医療機器販売業・貸与業の諸届出に関する事務を行うとともに、保健衛生上の危害を未然に防止するため、これらの施設の構造設備、管理状況、広告等について監視指導を実施している。

特に、薬局については、平成28年10月1日より届出が開始された「健康サポート薬局」制度を含め、薬剤師会等と連携し、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進のための取組を行っている。

〔表1-1〕 薬事関係施設数及び監視指導件数

業種	施設数							新規	廃止	更新	諸届	監視指導件数	
	令和3年度末	令和4年度末	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市						
薬局	349	348	91	66	43	53	95	11	12	47	1,560	220	
医薬品	店舗販売業	131	133	34	27	14	23	35	7	5	22	568	40
	卸売販売業（一般）	17	17	6	2	3	1	5	2	2	4	8	11
	卸売販売業（歯科・ガス）	8	7	2	1	2	2	0	1	2	2	3	3
	薬局製剤製造業	14	13	3	2	3	3	2	—	1	—	10	4
薬局製剤製造販売業	14	13	3	2	3	3	2	—	1	—	24	3	
麻薬小売業	307	306	75	62	40	45	84	10	11	138	786	164	
向精神薬販売業	374	372	99	69	48	56	100	14	16	・	・	234	
覚醒剤原料取扱薬局 ※注	349	348	91	66	43	53	95	11	12	・	29	220	
高度管理医療機器販売業	325	322	76	63	45	58	80	14	17	88	171	164	
高度管理医療機器貸与業	219	210	50	42	27	43	48	9	18	60	99	108	
管理医療機器販売業	1,833	1,849	500	349	187	293	520	74	58	・	29	274	
管理医療機器貸与業	583	595	158	116	70	93	158	35	23	・	5	274	
化粧品販売業	505	505	133	96	62	79	135	21	21	・	・	274	
医薬部外品販売業	505	505	133	96	62	79	135	21	21	・	・	274	
毒物	一般販売業	92	91	22	18	11	21	19	3	4	18	18	42
	農業用品目販売業	8	8	—	1	1	2	4	—	—	—	2	8
	特定品目販売業	6	6	3	—	—	2	1	—	—	—	—	—
劇物	電気めっき業	4	4	1	3	—	—	—	—	—	・	—	4
	金属熱処理業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・	—	—
	しろあり防除業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・	—	—
物	工場・研究所	55	55	7	13	6	22	7	・	・	・	・	1
	学校	143	143	38	28	17	26	34	・	・	・	・	・
総数	5,841	5,850	1,525	1,122	687	957	1,559	233	224	379	3,312	2,322	

※注 覚醒剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器について、その品質、有効性及び安全性の確保のため、これらを収去し、承認規格試験等を実施している。

〔表1-2〕 収去品試験結果

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
品 目	医療用医薬品 -	医療用医薬品 -	医療用医薬品 -
	医薬部外品 1	医薬部外品 1	医薬部外品 2
	化粧品 1	化粧品 1	化粧品 1
	医療機器 1	医療機器 1	医療機器 -
	計 3 品目	計 3 品目	計 3 品目
結 果	全て適	全て適	全て適

## (2) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業の登録及び各種届出等に関する事務を行うとともに、事業者に対する立入調査を実施し、毒物劇物の譲渡・譲受、貯蔵設備、取扱い等について監視指導し、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

また、無機シアン化合物を使用する電気めっき事業者（毒物劇物業務上取扱者）については、毎年、事業所からの工場廃水を採水し、規制物質であるシアン含有の有無を検査している。

〔表1-3〕 シアン化合物を使用している電気めっき事業所の廃水検査

年 度	施設数	採水件数	検査結果 (基準1ppm以下)	
			1ppm以下	1ppm超
令和2年度	4	4	4	-
令和3年度	4	4	4	-
令和4年度	4	4	4	-

## (3) 家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、小売店から家庭用品を試買し、ホルマリンなどの有害物質含有の有無等について試験検査を行っている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、試買は中止した。

## (4) 薬物乱用防止

地域の指導者、保護者に対する講習のほか、薬物乱用防止推進地区協議会や学校薬剤師会等の団体へのビデオ・DVD、薬物見本の貸出、パンフレットの提供等必要な支援を行い、薬物乱用防止の啓発に努めている。なお、地域の指導者、保護者に対する講習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。

6月の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として小平市・清瀬市及びJR東日本の協力のもと、指定喫煙場所、駅にポスターを掲示。あわせて都立事業所にも掲示を行った。

また、不正大麻・けし撲滅運動実施要領に基づき、管内を巡回し、自生している不正けしの除去を行っている。

〔表1-4〕 けし抜去本数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本 数	40 本	72 本	183 本

(5) 薬剤師免許

薬剤師の免許申請等の受理及び免許証の交付事務を行っている。  
また、薬剤師の2年ごとの届の受理も行っている。

〔表1-5〕 薬剤師免許受付件数

区分	令和3年度 総数	令和4年度 総数						
			新規	籍訂正	書換交付	再交付	消除	その他
薬剤師	158	154	88	33	31	1	1	0

(6) 講習会

薬事関係法令の遵守を目的とし、制度改正や不適事例等の必要事項を周知するため、毎年度管内の薬局を対象に薬事講習会を実施している。令和4年度は、東京都が設置する5保健所等が合同で実施する講習会の動画をオンラインで配信した（対象2,000施設）。

その他、医薬用外毒物劇物の取扱いなどについて、講習会講師を行っている。

〔表1-6〕 薬事講習会

実施日	実施内容	対象施設 (管内分)
令和5年2月13日～ 令和5年3月13日 (動画配信)	「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 ～現状と事例紹介～」 講師：公益財団法人日本医療評価機構 医療事故防止事業部 大野 郁子 氏	348施設

## 2 環境衛生

環境衛生事業は、都民の日常生活に密接に関係する理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場等の環境衛生関係施設及びマンション等に設置されている受水槽などについて、関係法令等に基づき許可、確認及び監視・指導を行っている。これら施設には、立入検査、科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

また、換気などの室内環境対策、ねずみ・衛生害虫の防除等への技術的解決方法を助言し、健康的で快適な居住環境の確保を推進している。

### (1) 施設と監視指導

〔表2-1〕環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）

業種	営業施設数							許可・確認 届出件数	廃止件数	監視指導 件数
	3年度末	令和4年度末								
	総数	総数	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市			
総数	4,852	4,810	1,243	907	460	648	1,552	100	142	599
理容所	341	337	97	64	38	44	94	6	10	34
美容所	770	782	163	171	83	114	251	61	49	128
クリーニング所	326	313	67	66	25	56	99	7	20	35
一般	140	134	24	25	10	26	49	-	6	20
取次所*	186	179	43	41	15	30	50	7	14	15
公衆浴場	53	52	13	7	3	12	17	1	2	68
普通	8	7	1	1	-	2	3	-	1	16
その他	45	45	12	6	3	10	14	1	1	52
旅館業	18	16	2	9	-	2	3	1	3	28
旅館・ホテル	18	16	2	9	-	2	3	1	3	28
簡易宿所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下宿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
季節営業(再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
興行場	12	12	3	1	3	1	4	-	-	19
映画館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多目的使用施設	11	11	3	1	3	1	3	-	-	16
その他	1	1	-	-	-	-	1	-	-	3
仮設興行場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プール	166	165	42	32	20	28	43	2	3	186
許可	34	35	7	6	5	5	12	2	1	64
届出	132	130	35	26	15	23	31	-	2	122
水道施設	892	891	220	192	100	137	242	8	9	43
専用水道	34	34	11	8	6	3	6	1	1	42
簡易専用水道	858	857	209	184	94	134	236	7	8	1
小規模貯水槽水道等	2,143	2,110	589	343	176	237	765	13	46	43
特定	457	441	124	58	51	66	142	5	21	42
特定外	1,686	1,669	465	285	125	171	623	8	25	1
温泉利用施設	4	4	2	-	-	2	-	-	-	4
特定建築物	127	128	45	22	12	15	34	1	-	11

※小平市の取次所には、無店舗取次店を1施設含む。

〔表2-2〕 環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設）

業種	施設数							届出件数	廃止件数	調査指導件数
	3年度末	令和4年度末								
	総数	総数	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市			
総数	344	344	62	64	9	75	134	11	11	105
コインランドリー	79	86	19	18	6	17	26	10	3	58
コインシャワー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲用井戸等	265	258	43	46	3	58	108	1	8	47

(2) 環境衛生関係施設の科学検査

施設の衛生状況を把握するため、環境衛生関係施設の科学検査を実施した。検査の結果、不適合となった項目は、原因究明を行い適正な衛生管理を指導した。

ア 理容所・美容所の空気検査

夏期と冬期の冷暖房時は、作業室内が換気不足になり空気環境が悪化することがあるため、理容所・美容所の空気検査を実施した。

〔表2-3〕 理容所・美容所の空気検査

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数（延数）			
					適合	不適合	夏期		冬期	
							炭酸ガス	一酸化炭素	炭酸ガス	一酸化炭素
理容所	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
美容所	4	4	-	4	4	-	-	-	-	-
					基準(指導基準)	0.5%以下	(10ppm以下)	0.5%以下	(10ppm以下)	

イ クリーニング所の空気検査

洗濯溶剤として塩素系有機化学物質のテトラクロロエチレンを使用しているクリーニング所において、洗場の空気検査を実施した。

〔表2-4〕 クリーニング所の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数(延数)	
				適合	不適合	テトラクロロエチレン	
						指導基準	25ppm以下
5	5	-	10	10	-	-	-

ウ 貸おしぼり検査

不特定多数の人が反復継続して使用する貸おしぼりについて、貸おしぼり業（リネン）を営む施設から検体を収去し、細菌検査等を実施した。

〔表2-5〕 貸おしぼり検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数(延数)				
				適合	不適合	変色	異臭	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	一般細菌数
2	1	1	4	2	2	-	-	-	-	2

エ 公衆浴場の検査

公衆浴場の衛生確保を図るため、普通公衆浴場（銭湯）及びその他の公衆浴場（ヘルスセン

ター、スポーツ施設等)を対象に、浴槽水の水質検査を実施した。

〔表2-6〕 公衆浴場の検査

種 別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数(延数)				
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	遊離残留塩素濃度	レジオネラ属菌
普通	7	6	1	41	37	4	-	-	-	4	1
その他	17	11	6	119	101	18	-	4	-	9	5
基 準							5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	0.4mg/L以上	検出されないこと

## オ 興行場の空気検査

興行場(市民ホールなど)を対象に、観覧場の空気検査を実施した。

〔表2-7〕 興行場の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数(延数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照 度
16	15	1	44	36	8	-	-	8	-
基 準						0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	*

\*場内において映写中または演技中は0.2ルクス以上、休憩中は20ルクス以上

## カ プールの検査

許可プール及び学校プールのうち、加温装置を使用しているプールを対象として、夏期は主に屋外プール、冬期には屋内プールに対して、水質検査等を実施した。

また、プール経営者及び管理者を対象に衛生管理講習会を開催し、消毒用薬剤の安全管理、プールにおける感染予防などの指導を図った。

〔表2-8〕 プールの検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査検体数中		項目別不適合数(延数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素濃度	二酸化炭素	レジオネラ属菌
28	20	8	97	79	18	-	-	4	-	11	-	-	-	5
基 準						5.8~8.6	2度以下	12mg/L以下	100mL中に検出されないこと	200CFU/mL以下	100ルクス以上	0.4mg/L以上	0.15%以下	検出されないこと

## キ 特定建築物の空気検査

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上(専ら学校教育法第1条に規定する学校等の用途は、8,000m<sup>2</sup>以上)の特定建築物を立入検査し、室内空気環境測定等を実施した。

〔表2-9〕 特定建築物の空気検査

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査検体数	検査数中		項目別不適合数(延数)						
				適合	不適合	温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド*
10	3	7	60	18	42	-	42	-	-	1	-	-
管理基準						18~28℃	40~70%	0.5m/秒以下	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	1,000ppm以下	6ppm以下	0.1mg/m <sup>3</sup> (0.08ppm)以下

### (3) 飲料水の水質検査

衛生的な飲料水の確保と原水（井水）の状況を把握するため、水道施設（専用水道）及び飲用井戸等において水質検査を実施した。

〔表2-10〕 飲料水の水質検査

区 分	施設数	適 合	不適合	項目別不適数								
				大腸菌	一般細菌	色 度	濁 度	pH 値	有機物	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	鉄及びその 化合物	
総 数	21	20	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
飲料水	専用水道	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	井戸水等	16	15	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		基 準 (水道法)	検出され ないこと	100個/mL 以下	5度以下	2度以下	5.8~ 8.6	3mg/L 以下	10mg/L 以下	0.3mg/l		

水道水質基準51項目の水質検査結果

### (4) 相談・苦情

都民から寄せられる環境衛生関係施設の衛生状態、飲料水、生活環境に関する相談等に応じている。なお、必要に応じて現場調査を実施し、問題解決を図っている。

〔表2-11〕 内容別相談・苦情件数

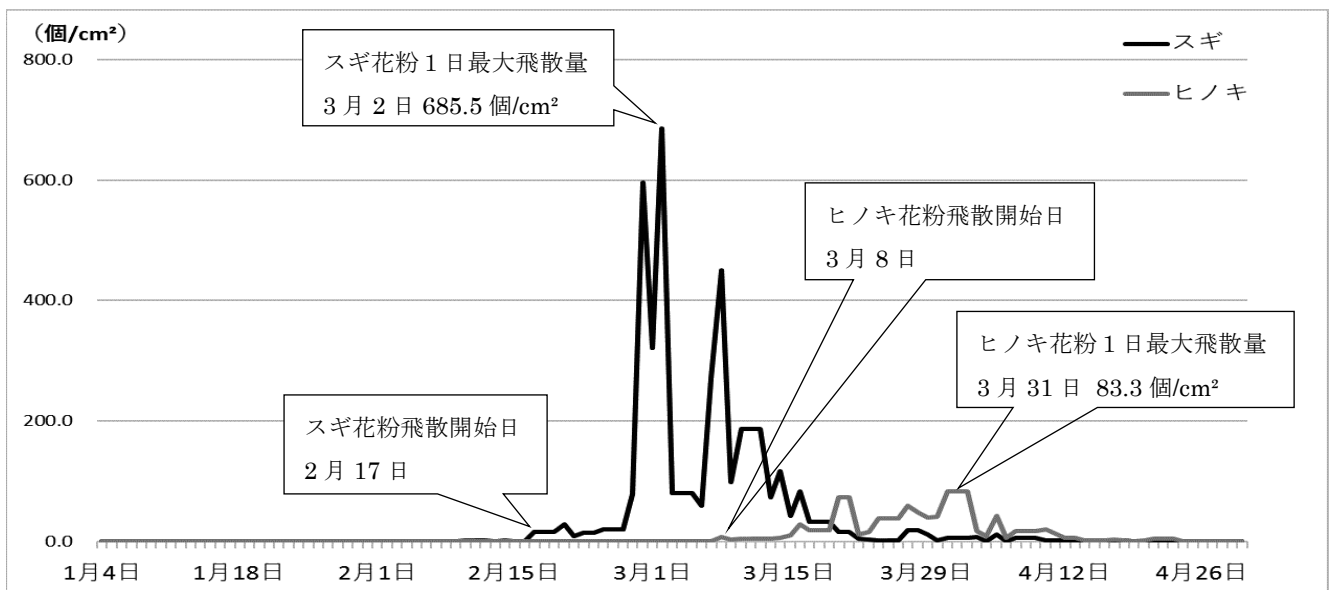
総数	営業 関係	特定 建築物	生 活 環 境							飲 料 水					その他
			小計	化学 物質	空気 ・ カビ	アレ ルギ ー	生活 害虫	悪臭 ・ 騒音	その他	小計	法適用 施設	小規模 貯水槽 施設	井戸等	その他	
2,020	1,150	247	78	4	2	0	64	2	6	535	252	247	32	4	10

### (5) 飛散花粉数調査

くしゃみ、目のかゆみなどのアレルギー症状を引き起こすスギ・ヒノキ等の飛散花粉数調査を保健所屋上に設置したダラム式花粉捕集器で採取計測している。令和5年1月4日から4月30日までのスギ・ヒノキの飛散花粉数の合計は5,157.0個/cm<sup>2</sup>であった。当保健所における飛散のピークは、スギは3月2日(685.5個/cm<sup>2</sup>)、ヒノキは3月31日(83.3個/cm<sup>2</sup>)であった。

令和5年春の飛散花粉数は、令和4年春の約2倍であり、飛散花粉数予測値(5,000~6,700個/cm<sup>2</sup>)の範囲内であった。

〔図2〕 スギ、ヒノキ飛散花粉数(令和5年1月4日から4月30日まで)





## (6) 入浴施設及びプール等におけるレジオネラ症予防対策

公衆浴場及び旅館業において、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽（循環式浴槽）やプールにおいて、加温装置を設けて温水を循環させる貯水槽の維持管理状況の点検結果、遊離残留塩素濃度測定記録、レジオネラ属菌検査結果（実施月）等の管理状況の報告を毎月求め、自主管理の徹底を図っている。

また、社会福祉施設等においてもレジオネラ症防止対策を図るため、レジオネラ属菌が発生しやすい循環式浴槽、循環給湯シャワー、冷却塔等の衛生的な維持管理について相談対応等助言に努め、自主管理を推進している。

### 3 食品衛生

飲食による危害発生を未然に防止し都民の食生活の安全を確保するため、食品関係営業施設に対する許可、監視・指導、流通食品の検査等を行うとともに、食中毒や有症苦情などの発生時にはその原因食品及び病因物質の調査を迅速かつ的確に行い、被害の拡大防止を図るとともに再発防止に努めている。

平成30年の食品衛生法の改正により、令和3年6月から許可業種の再編及び新たな営業届出制度の創設がなされ、HACCPに沿った衛生管理が制度化された。

また、食品衛生講習会の実施や食品衛生情報誌の発行を行うとともに、食品衛生推進員や自治指導員の協力による衛生指導を実施し、食品関係事業者や消費者に対して食品衛生知識の向上を図った。

さらに、保健所計画事業として、管内5市と協力して行ってきた保育園及び学校給食施設への巡回等事業について実施状況等を取りまとめ、より効果的・効率的に実施するために、共通の検査用配布資料や講習会資料を作成するとともに、巡回指導の方向性について整理し改善を図った。

(1) 営業施設、許可数、監視指導件数  
 [表3-1]改正前食品衛生法第52条等に規定する営業

区分	令和3年度末 営業所数	許 可 件 数													
		新 規							更 新						
		小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計
飲食店 営業	旅館・ホテル	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バー・キャバレー	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般飲食店	2,682	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ずし屋	104	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そば屋	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	仕出し屋	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	弁当屋	235	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そう菜店	203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	許可ある集団給食	335	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動販売機	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	3,924	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
喫茶店 営業	店舗	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動販売機	313	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	375	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子 製造業	パン製造業	170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生菓子製造業	171	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の菓子製造業	336	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	707	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
あん類製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉処理業	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉販売業(一般)	139	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉製品製造業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚介類販 売業	一般	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	移動販売車	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	137	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚介類せり売業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品の冷凍業	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪 製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用 油脂 製造業	動物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	植物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
みそ製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
しょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソース類製造業	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
酒類製造業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豆腐製造業	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
納豆製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
めん類製造業	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そうざい製造業	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
かん詰又はびん詰食品製造業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
添加物製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	5,464	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ふぐの取扱い規制条 例に規定する営業	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生食用食肉取扱施設	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

区 分	産 業 数							令和4年度末営業所数							監 視 件 数	
	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計		
飲食店営業	旅館・ホテル	1	1	-	-	2	-	4	1	4	-	1	1	-	7	1
	バー・キャバレー	-	8	6	1	9	-	24	3	18	5	1	17	-	44	11
	一般飲食店	161	120	69	85	167	-	602	467	490	209	277	637	-	2,080	551
	民生食堂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	すし屋	4	12	5	5	5	-	31	19	22	4	15	13	-	73	42
	そば屋	9	5	1	6	2	-	23	12	17	8	6	14	-	57	28
	仕出し屋	4	5	1	1	4	-	15	12	10	5	8	11	-	46	24
	弁当屋	12	6	6	13	16	-	53	46	33	20	36	47	-	182	73
	そう菜店	13	9	5	13	8	-	48	40	32	12	28	43	-	155	68
	コンビニエンスストア	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2	-
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-	25	25	-
	許可ある集団給食	17	8	7	8	16	-	56	77	62	31	40	69	-	279	122
	自動車	-	-	-	-	-	12	12	-	-	-	-	-	68	68	3
	自動販売機	1	3	3	-	-	-	7	2	4	5	5	5	-	21	2
天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	222	177	103	132	229	22	885	679	693	299	417	858	93	3,039	925	
喫茶店営業	店舗	1	4	2	4	3	-	14	19	8	4	8	6	-	45	17
	自動販売機	27	31	12	18	23	-	111	79	33	17	29	44	-	202	97
	自動車	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	2	1
	小計	28	35	14	22	26	1	126	98	41	21	37	50	2	249	115
菓子製造業	パン製造業	8	4	4	8	9	-	33	29	22	19	30	37	-	137	37
	生菓子製造業	8	11	6	5	6	-	36	31	34	12	20	38	-	135	72
	その他の菓子製造業	24	8	7	10	25	-	74	68	47	24	52	71	-	262	79
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	12	12	-
	自動車	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	10	10	2
小計	40	23	17	23	40	8	151	128	103	55	102	146	22	556	190	
あん類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	
アイスクリーム類製造業	2	3	-	3	2	-	10	8	6	5	11	11	-	41	15	
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	3	1	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉処理業	-	-	1	-	-	-	1	3	2	4	-	1	-	10	3	
食肉販売業(一般)	6	5	3	7	6	-	27	28	25	12	19	28	-	112	57	
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	2	-	7	2	
魚介類販売業	一般	6	3	2	9	4	-	24	22	28	5	18	29	-	102	60
	移動販売車	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	7	7	-	
	小計	6	3	2	9	4	4	28	22	28	5	18	29	7	109	60
魚介類せり売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	-	
食品の冷凍業	-	-	-	1	-	-	1	1	4	1	1	4	-	11	8	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
氷雪製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(自動販売機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
食用油脂製造業	動物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	植物性油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
みそ製造業	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
しょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソース類製造業	-	1	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	3	9	
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	
豆腐製造業	1	2	-	1	2	-	6	4	4	-	-	3	-	11	20	
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	
めん類製造業	1	4	-	-	1	-	6	2	3	3	9	5	-	22	4	
そうざい製造業	-	1	-	2	1	-	4	7	11	3	1	9	-	31	27	
かん詰又はびん詰食品製造業	-	1	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	2	4	
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	
合 計	306	255	140	201	312	35	1,249	983	929	410	621	1,148	124	4,215	1,443	
ふぐの取扱いは規則等 例に規定する営業	1	4	2	1	-	-	8	3	5	2	2	5	-	17	35	
生食用食肉取扱施設	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	

[表3-2] 改正後食品衛生法第55条に規定する営業

区 分	令和3年度末 営業所数	許 可 件 数													
		新 規							更 新						
		小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計
飲食店営業	一般飲食店	653	191	185	84	125	222	-	807	-	-	-	-	-	-
	集団給食	51	25	12	10	9	24	-	80	-	-	-	-	-	-
	自動車	31	-	-	-	-	-	42	42	-	-	-	-	-	-
	簡易	5	1	1	-	-	2	-	4	-	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	15	-	-	-	-	-	13	13	-	-	-	-	-	-
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	755	217	198	94	134	248	55	946	-	-	-	-	-	-
調理機能を有する 自動販売機	5	5	3	1	2	2	-	13	-	-	-	-	-	-	
食肉販売業	24	5	4	1	7	4	-	21	-	-	-	-	-	-	
魚介類販売業	17	5	1	1	8	7	-	22	-	-	-	-	-	-	
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳搾取 処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉 処 理 業	一般	2	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	
	自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	2	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓子製造業	78	21	13	12	14	31	-	91	-	-	-	-	-		
アイスクリーム類 製造業	1	1	1	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-		
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
清涼飲料水製造業	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-		
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
水産製品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
食用油脂製造業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
みそ又はしょうゆ 製造業	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-		
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
豆腐製造業	7	-	3	-	1	2	-	6	-	-	-	-	-		
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
麺類製造業	4	1	3	-	-	1	-	5	-	-	-	-	-		
そうざい製造業	11	1	4	-	4	5	-	14	-	-	-	-	-		
複合型 そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
冷凍食品製造業	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-		
複合型 冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
漬物製造業	5	2	1	-	2	-	-	5	-	-	-	-	-		
密封包装食品製造業	-	1	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-		
食品の小分け業	2	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-		
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	915	259	232	111	176	302	55	1,135	-	-	-	-	-		

区 分	廃 業 数								令和4年度末営業所数							監 視 数
	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	都内一円	小計		
飲食店営業	一般飲食店	14	22	8	15	22	-	81	322	317	130	194	416	-	1,379	1,169
	集団給食	1	2	1	1	1	-	6	43	16	17	15	34	-	125	115
	自動車	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	71	71	70
	簡易	-	1	-	-	-	-	1	2	1	2	-	3	-	8	6
	移動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	28	18
	天ぷら船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	15	25	9	16	23	2	90	367	334	149	209	453	99	1,611	1,378
調理機能を有する自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	7	5	2	2	2	-	18	16	
食肉販売業	2	-	-	2	1	-	5	9	10	2	9	10	-	40	51	
魚介類販売業	1	-	-	1	-	-	2	9	2	2	10	14	-	37	51	
魚介類売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉処理業	一般	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	1	-	-	3	4
	自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	1	-	-	3	4
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
菓子製造業	1	-	-	1	9	-	11	39	26	20	23	50	-	158	140	
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	4	7	
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	3	11	
食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水産製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豆腐製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	4	4	-	13	21	
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
麺類製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	4	1	1	2	-	9	9	
そうざい製造業	2	-	-	-	-	-	2	2	7	-	5	9	-	23	34	
複合型 そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	4	
複合型 冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漬物製造業	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	5	1	-	10	9	
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	2	
食品の小分け業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	4	2	
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	21	25	9	21	33	2	111	440	400	179	272	549	99	1,939	1,742	

[表3-3] 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等

区分		令和3 年度末 営業所数	届 出 件 数					小計	
			小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市		
改正後食品衛生法第57条に規定する営業	旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装)	139	-	-	-	-	-	-
		食肉販売業(包装)	149	1	2	-	2	2	7
		乳類販売業	516	-	2	2	2	2	8
		冰雪販売業	3	-	-	-	-	-	-
		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	54	22	24	11	14	13	84
		小計	861	23	28	13	18	17	99
	販売業	弁当販売業	23	2	4	-	-	2	8
		野菜果物販売業	68	7	7	6	4	6	30
		米穀類販売業	19	-	-	-	1	-	1
		通信販売・訪問販売	2	-	-	-	-	-	-
		コンビニエンスストア	237	16	11	7	6	17	57
		百貨店、総合スーパー	158	6	2	-	8	5	21
		自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	145	8	9	-	6	4	27
		その他の食料・飲料販売業	451	30	27	14	17	32	120
		小計	1,103	69	60	27	42	66	264
	製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	-	-	-	-	-	-
		いわゆる健康食品の製造・加工業	2	-	-	1	-	-	1
		コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	32	2	3	2	1	8	16
		農産保存食料品製造・加工業	10	-	-	-	1	-	1
		調味料製造・加工業	11	-	4	1	2	2	9
		糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-
		精穀・製粉業	17	1	-	-	-	-	1
		製茶業	4	1	-	-	-	1	2
		海藻製造・加工業	-	-	1	-	-	-	1
		卵選別包装業	1	-	-	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業		19	3	2	2	1	3	11	
小計		96	7	10	6	5	14	42	
上記以外のもの		行商	5	-	5	1	1	1	8
	集団給食施設	322	10	4	9	4	7	34	
	器具容器包装の製造・加工業(合成樹脂製に限る)	2	-	-	-	-	-	-	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	5	-	-	-	-	-	-	
	小計	334	10	9	10	5	8	42	
合 計		2,394	109	107	56	70	105	447	
公衆衛生に与える影響が少ない営業		60	16	3	11	19	17	66	
合 計		2,454	125	110	67	89	122	513	
ふぐの取扱い規制条例に規定する営業	ふぐ取扱所	5	1	4	2	1	5	13	
生食用食肉取扱施設		-	-	-	-	-	-	-	

廃業数						令和4年度末営業所数						監視 件数
小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	小計	小平市	東村山市	清瀬市	東久留米市	西東京市	小計	
9	11	8	4	11	43	23	17	14	25	17	96	17
12	11	8	6	11	48	28	20	11	30	19	108	21
22	21	19	18	26	106	117	81	48	80	92	418	99
-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	3	-
1	-	-	-	-	1	43	29	19	21	25	137	14
44	43	35	28	48	198	212	147	93	157	153	762	151
-	-	-	-	2	2	4	7	8	1	9	29	1
1	3	-	2	-	6	14	16	12	20	30	92	15
-	-	-	1	-	1	4	6	-	6	3	19	-
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	-
10	7	3	1	8	29	77	46	28	34	80	265	50
1	1	1	3	2	8	45	38	10	38	40	171	94
-	-	1	3	-	4	49	41	8	26	44	168	11
7	6	-	4	8	25	129	101	53	114	149	546	143
19	17	5	14	20	75	323	255	119	239	356	1,292	314
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	3	-
1	-	-	1	1	3	12	6	5	5	17	45	9
-	-	-	-	-	-	8	1	1	1	-	11	1
-	-	-	-	-	-	4	5	2	3	6	20	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	1	2	3	-	2	10	17	2
-	-	-	-	1	1	2	-	-	1	2	5	-
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	-	1	1	8	7	4	3	7	29	7
2	-	-	1	3	6	36	24	13	16	43	132	34
-	-	-	-	-	-	2	6	1	2	2	13	-
7	1	4	1	1	14	96	61	54	40	91	342	327
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	1	5	7
7	1	4	1	1	14	98	71	56	43	94	362	334
72	61	44	44	72	293	669	497	281	455	646	2,548	833
1	2	2	-	-	5	25	16	21	20	39	121	70
73	63	46	44	72	298	694	513	302	475	685	2,669	903
-	-	-	-	1	1	2	4	2	2	7	17	32
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



(2) 食品別収去検査

[表3-4]食品別収去検査成績（健康安全研究センター等送付分）

項目	食品分類	合 計			細菌検査			化学検査		
		合 計	良	不良	合 計	良	不良	合 計	良	不良
魚介類等	魚介類	4	4	-	4	4	-	-	-	-
	魚介類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品	無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前加熱済・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前未加熱・加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		2	2	-	1	1	-	1	1	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	3	3	-	3	3	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	1	1	-	1	1	-	-	-	-
	野菜類・果物及びその加工品	7	7	-	7	7	-	-	-	-
菓 子 類		9	9	-	6	6	-	3	3	-
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	調味料	2	2	-	1	1	-	1	1	-
	そうざい類及びその半製品	10	10	-	10	10	-	-	-	-
	上記以外の食品	4	4	-	4	4	-	-	-	-
添加物	別表第2の添加物及び製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他添加物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器具等	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		42	42	-	37	37	-	5	5	-

(3) 食品・器具・手指の検査

[表3-5]食品・器具・手指の検査（保健所実施分）

区 分	検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不良	良	不良
総 数	2,936	2,740	196	-	-
食 品	110	110	-	-	-
調 理 器 具	516	514	2	-	-
手 指	1,380	1,192	188	-	-
そ の 他	930	924	6	-	-

#### (4) 食中毒発生状況

[表3-6] 食中毒発生状況(当保健所で処理した食中毒事件)

総数		令和4年度 食中毒発生の内訳				
令和3年度	令和4年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食数
1	-	-	-	-	-	-

#### (5) 食中毒関連調査

[表3-7] 食中毒関連調査(当保健所管外を原因施設とするもの)

事件数	調査対象数			
	患者関係			施設関係
	総数	発病状況		
		非発病	発病	
15	21	12	9	4

#### (6) 苦情処理

[表3-8] 苦情処理件数

区分	総数	苦情内容											検査 検体数
		異物 混入	腐敗・ 変敗	カビ	異味・ 異臭	変色	変質	取扱	表示	有症	施設	その他	
管内	260	26	5	3	4	-	1	28	38	104	9	42	96

#### (7) 相談

[表3-9] 相談件数

合計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
8,710	4,827	3,883

## (8) 講習会

**[表3-10] 講習会開催状況**

区分	回数	受講者数
食品衛生実務講習会 (A)	1	474
食品衛生実務講習会 (B)	32	1,021
その他	7	393
合 計	40	1,888

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可のいない特定給食等の管理責任者を対象とした講習会

食品衛生実務講習会 (A) は、保健所等がテーマを企画した特別講習会 (2時間以上)

食品衛生実務講習会 (B) は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会 (1時間以上)

## (9) 調理師・製菓衛生師免許申請数

**[表3-11] 調理師・製菓衛生師免許申請数**

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製菓衛生師
総 数	185	16
免 許 申 請	141	13
免許証書換交付申請	15	3
免許証再交付申請	28	-
域 外	1	-

## (10) 縁日・祭礼等の一斉監視

**[表3-12] 縁日・祭礼等の一斉監視**

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	-	-
夜間営業者	1	25
そ の 他	-	-

## (11) 食鳥検査法に基づく食鳥処理場施設数・監視数

**[表3-13] 食鳥処理場施設数・監視数**

区 分	食鳥処理場施設数	監視数
令和3年度総計	6	12
令和4年度総計	6	15
小平市	1	1
東村山市	1	8
清瀬市	1	1
東久留米市	1	1
西東京市	2	4

## 4 保健栄養

健康増進法及び食品表示法に基づき、専門的栄養指導、特定給食施設指導及び食品関係業者等への指導を行い、食環境の整備を図っている。

さらに、市や関係機関等と連携し、地域の食からの健康づくりを推進している。

### (1) 栄養指導

〔表4-1〕 個別栄養指導件数

年 度	区 分		(計) 栄養指導	栄養指導				(再掲) 市町村支援	
				(再掲) 病態別			(再掲) 訪問指導		(再掲) 精 神
				生活習慣病	難 病	その他疾病			
令和3年度	総 数		7	2	-	4	-	-	-
令和4年度	総 数		2	-	-	1	-	-	-
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	2	-	-	1	-	-	-
小平市	総 数		1	-	-	-	-	-	-
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	1	-	-	-	-	-	-
東村山市	総 数		-	-	-	-	-	-	-
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	-	-	-	-	-	-	-
清瀬市	総 数		-	-	-	-	-	-	-
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	-	-	-	-	-	-	-
東久留米市	総 数		1	-	-	1	-	-	-
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	1	-	-	1	-	-	-
西東京市	総 数		-	-	-	-	-	-	-
	内 訳	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-
		乳幼児	-	-	-	-	-	-	-
		20歳未満	-	-	-	-	-	-	-
		20歳以上	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 特定給食施設指導

### ア 給食施設

令和5年3月末日現在の給食施設数は546施設であり、このうち健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設として、25施設（内訳 病院15、事業所7、社会福祉施設1、その他2）が指定されている。

これらの給食施設に対し、利用者の健康維持増進を図るため、施設の特性に応じた栄養管理が実践できるよう、個別指導（来所、電話、巡回）及び栄養管理講習会等の集団指導を実施している。

また、地区特定給食研究会（多摩小平地区給食研究会）の育成にも努めている。

【表4-2】給食施設数

種別 市名	学校	病院	介護老人 保健施設	児童福 祉施設	社会福 祉施設	老人福 祉施設	寄宿舍	事業所	給食 センター	その他 (含む自衛隊)	合計
小平市	34	8	1	52	9	13	6	11	-	24	158
東村山市	18	12	1	27	12	12	1	7	-	10	100
清瀬市	16	12	1	21	8	9	-	2	-	8	77
東久留米市	17	4	1	25	3	7	3	4	-	11	75
西東京市	22	6	2	44	2	17	13	7	1	22	136
合計	107	42	6	169	34	58	23	31	1	75	546

【表4-3】給食施設指導等件数

年度	区分	総数	特定給食施設		その他の 給食施設
			1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回20食以上又は1日50食以上
令和3年度	個別指導延べ施設数	820	379	89	352
	（再掲）巡回指導	73	56	10	7
	集団指導 開設回数 延べ施設数	17 652	… 326	… 85	… 241
令和4年度	個別指導延べ施設数	1005	465	105	435
	（再掲）巡回指導	46	23	12	11
	集団指導 開設回数 延べ施設数	14 651	… 319	… 100	… 232
小平市	個別指導延べ施設数	335	136	49	150
	（再掲）巡回指導	15	4	6	5
	集団指導 延べ施設数	146	50	18	78
東村山市	個別指導延べ施設数	164	86	24	54
	（再掲）巡回指導	11	8	2	1
	集団指導 延べ施設数	173	97	47	29
清瀬市	個別指導延べ施設数	122	57	6	59
	（再掲）巡回指導	3	2	0	1
	集団指導 延べ施設数	115	48	24	43
東久留米市	個別指導延べ施設数	122	73	9	40
	（再掲）巡回指導	10	7	2	1
	集団指導 延べ施設数	94	70	2	22
西東京市	個別指導延べ施設数	262	113	17	132
	（再掲）巡回指導	7	2	2	3
	集団指導 延べ施設数	123	54	9	60

〔表4-4〕 栄養管理講習会の実施状況

開催日	対象	テーマ	講師	方法	参加者数
5月26日	全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生について(HACCPと食中毒予防)</li> <li>・届出・栄養管理報告書作成の留意点</li> <li>・圏域地域保健医療推進プランの推進</li> </ul>	保健所食品衛生監視員、保健所栄養士	集合とオンラインの併用開催	63施設 80人
6月3日					81施設 101人
6月14日	新規採用者及び経験3年未満の管理栄養士等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人栄養士等に向けた栄養・給食管理の基本</li> <li>・グループワーク</li> </ul>	保健所栄養士		41施設 51人
6月20日	全施設	「新型コロナウイルス感染症の影響による国民の食行動等の変化とその要因～より良い食生活に向けてどのような支援ができるか～」	国立大学法人お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授 赤松 利恵氏		78施設 94人
7月29日		「エネルギーバランスと時間を主軸とした健康へのアプローチ」	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 栄養・代謝研究部 エネルギー代謝研究室室長 吉村 英一氏		56施設 81人
9月13日	高齢者施設・病院	「嚥下調整食学会分類2021の理解と実践」	駒沢女子大学 人間健康学部健康栄養学科 准教授 工藤 美香氏		40施設 69人
10月13日	全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍での換気について</li> <li>・令和3年度栄養管理報告書結果について</li> <li>・給食実施状況調査報告(食を通じた健康づくりの取組状況)</li> <li>・意見交換会</li> </ul>	保健所環境衛生監視員、保健所栄養士		58施設 70人
11月30日	全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生の最新情報と食中毒予防</li> <li>・給食実施状況調査報告</li> </ul>	保健所食品衛生監視員、保健所栄養士		76施設 92人
12月5日					41施設 46人
1月23日	全施設	<p>【基調講演】 「SDGsと栄養～健康で持続可能な食事～」</p> <p>【パネルディスカッション】 「各施設における減塩の取組事例について」</p>	<p>【基調講演】 女子栄養大学 食生態研究室 准教授 林 芙美氏</p> <p>【パネリスト】 ・小平市健康福祉部健康推進課 矢島 寛子氏 ・清瀬市立清瀬第二中学校 鶴田 有里氏 ・社会福祉法人久留米みのり保育園 小野 早紀氏</p>		46施設 55人
3月9日	全施設	「給食施設における災害備蓄食と平時の活用方法」	一般社団法人日本災害食学会 災害食専門員 川尻 由美子氏	54施設 60人	
					634施設 799人

\*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合での参加者数を制限し、原則オンラインで実施した。  
9月13日の講演は、後日限定配信も行った。

### イ 栄養展(栄養改善普及事業)

地域住民の健康づくりに寄与することを目的に、多摩小平地区給食研究会が開催する「みんなの栄養展」を実施しているが、令和4年度は令和3年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

### (3) 地区組織関連等

#### ア 人材育成

地域での健康づくりに寄与する人材育成を図るため、管理栄養士養成施設の学生の実習指導、飲食店の調理師等を対象とした調理師研修や栄養士に対する研修を実施した。さらに、地域の健康づくりを推進するため、食からの健康づくりシンポジウムを開催した。

また、多摩小平地域活動栄養士会（平成16年度発足）の活動も支援している。

【表4-5】管理栄養士養成施設学生実習の指導状況

養成施設名	実施年月日	学生受入者数	内 容 等
日本女子大学 (4年生)	令和4年 5月24日 ～7月15日	28人	保健所の役割と公衆栄養業務について

【表4-6】健康づくり調理師研修会の開催状況

項 目	第 1 回	第 2 回
開 催 日	令和4年6月30日 7月6日	令和4年7月12日 7月14日
会 場	多摩小平保健所	
内 容	1 日 目	○講演「食品衛生の話」 講師：保健所食品衛生監視員 ○講演「新しい生活様式での食と健康」 講師：保健所栄養士
	2 日 目	○講演及び調理デモンストレーション 「栄養しっかりおいしく減塩 介護におすすめ乳和食」 講師：社会福祉法人緑風会 緑風荘病院 管理栄養士 藤原 恵子氏
参加延人数	22人	26人

【表4-7】栄養士研修会の開催状況

開催日	方 法	参加者数	内 容
令和4年 7月29日	集合とオンライン による併用開催	84人	○講演 「エネルギーバランスと時間を主軸とした健康へのアプローチ」 講師：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 栄養・代謝研究部 エネルギー代謝研究室室長 吉村 英一氏

【表4-8】食からの健康づくりシンポジウムの開催状況

開催日	方 法	参加者数	内 容
令和5年 1月20日	集合とオンライン による併用開催	65人	【基調講演】 「SDGsと栄養～健康で持続可能な食事～」 女子栄養大学食生態研究室 准教授 林 芙美氏 【パネルディスカッション】 「各施設における減塩の取組事例について」 小平市健康福祉部健康推進課 矢島 寛子氏 清瀬市立清瀬第二中学校 鶴田 有里氏 社会福祉法人久留米みのり保育園 小野 早紀氏

〔表4-9〕多摩小平地域活動栄養士の育成状況

開催状況	総会 令和4年5月27日 書面開催 定例会 令和4年5月27日、7月27日、9月27日、12月15日、令和5年1月26日
支援内容	最新栄養情報の提供、助言等

イ 市と保健所との連絡調整会議

各市での健康づくり事業の円滑な推進や食育の展開に向け、保健所と保健衛生主管課と圏域栄養士業務連絡会を開催した。

〔表4-10〕圏域栄養士業務連絡会の開催状況

開催日	方法	出席者数	内 容 等
第1回 令和4年6月2日 第2回 令和5年3月2日	集合開催	第1回11人 第2回10人	各市、保健所の保健栄養事業計画について 地域保健医療推進プランの推進について 新型コロナウイルス感染症禍での栄養関連事業 の実施状況等について 行政栄養士災害時における栄養・食生活支援に ついて 健康づくり事業に関する情報交換等

(4) 地域における食生活改善普及事業

ア 栄養・食生活ネットワーク会議

栄養・食生活ネットワーク会議は、北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランの目標である「生涯にわたる食を通した健康づくりの充実」を地域全体で取り組むために、令和元年度に5市と関係機関、学識経験者等の委員構成で設置した。

令和2年度より、「栄養バランスのとれた食事」のさらなる推進をめざして、6月の食育月間に圏域で連携して取り組める事業を開始した。令和3年度は、「地場野菜を活用して栄養バランスを考える」をテーマに、市や給食施設と協働で給食だよりの発行や食育の実施、コロナ禍で家庭での食事が増える中、給食からの情報発信でうちごはんの支援を行った。令和4年度は、事業評価のアンケートを実施し、3年間の食育月間の取組をまとめた報告書「地場野菜を活用して栄養バランスを考えるpart2-ちょっと減塩」を作成した。さらに、リーフレット「人と地球にやさしい食生活を実践しよう！」を作成し、その解説版とともにホームページに掲載した。

〔表4-11〕栄養・食生活ネットワーク会議の開催状況

開催日	第1回 令和4年9月6日（書面開催） 第2回 令和5年2月3日
委員等	学識経験者、関係団体代表、市関係職員（健康主管課、保育主管課、学務主管課、産業主管課）、保健所職員等（第1回 30人、第2回 25人）
議 題	(1) 北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン「食を通した健康づくり」の評価 (2) 管内の食を通した健康づくりの取組状況 (3) 栄養バランスのとれた食事の普及について (4) 「新しい日常」「新しい生活様式」を取り入れた食環境整備について (5) 圏域で連携して取り組める事業について



## イ 野菜メニュー店の普及

都民が望ましい生活習慣を継続して実践できるよう、食環境整備を推進している。

都民の野菜摂取量が目標量に達していない現状や、外食利用率が高い現状を踏まえ、外食における都民の野菜摂取量を増加させるため、平成26年度から、1食当たり120g以上の野菜を使用したメニューがある店を「野菜メニュー店」（令和4年度総数78店舗）として普及している。

また、元気高齢者対策として、十分なたんぱく質を摂取でき、箸やスプーンで切れるやわらかさなど高齢者の食べやすさに配慮した（できる）メニュー（高齢者に配慮したメニュー）の提供についても普及を図っている。

普及にあたっては、市報への記事掲載やコミュニティバスへのポスター掲示、市役所デジタルサイネージの活用などにより、住民へ情報提供を行った。

【表4-12】野菜メニュー店店舗数

	店舗数
令和3年度総数	81
令和4年度総数	78
小平市	16
東村山市	24
清瀬市	9
東久留米市	9
西東京市	20

## (5) 栄養表示等普及促進事業

食品表示法及び健康増進法に基づく、食品表示基準及び誇大表示の禁止に係る表示の適正化並びに普及を図ることを目的に、販売施設から特別用途食品・栄養表示食品等を収去し、表示内容検査を実施した。

また、健康保持増進効果等について広告等がされた食品に対し適正な表示が行われることを目的として、管内製造・販売業者等への立入検査及び指導・相談業務を食品衛生担当と連携して実施した（立入検査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した）。

さらに、管内の食品製造施設等において、食品表示基準に基づく表示及び広告等に従事している者を対象に、適正な表示の普及を図るため講習会を書面と限定動画配信により開催した。

【表4-13】栄養表示等普及促進事業の実施状況

項目	実施回数	内容等
収去検査	2回	第1回：令和4年5月16日 栄養機能食品2検体、機能性表示食品2検体、栄養表示食品（強調表示）2検体 第2回：令和5年1月17日 特別用途食品1検体、特定保健用食品1検体、栄養表示食品（強調表示）2検体
立入検査	11回	誇大表示：0品目 栄養表示検査件数（延べ許可数）：28件
指導・相談	45回	食品表示基準に基づく栄養成分表示の方法等について
食品表示講習会	1回	令和5年2月3日から2月28日まで（書面と限定動画配信） 〔内容〕食品表示法（衛生事項、品質事項）の概要について 食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく誇大表示の禁止について 〔講師〕保健所食品衛生監視員・栄養士 〔受講者数〕176人

## (6) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に、3地区75世帯176名を対象に、身体状況調査、栄養摂取状況調査及び生活習慣調査を実施した。

〔表4-14〕 国民健康・栄養調査の実施状況

対象地区	栄養摂取状況調査・生活習慣調査日	身体状況調査日
小平市 東久留米市 西東京市	令和4年11月8日から 令和4年11月17日までの一日	令和4年11月10日 令和4年11月9日 令和4年11月17日

## (7) 食を通じた地域の健康づくり事業

地域の食を通じた健康づくりの充実を図るため、保健所及び関係機関等が連携し、ライフステージに応じた取組を実施した。

### ア 食生活改善普及運動の実施

9月の食生活改善普及運動月間に、住民への野菜摂取推奨と野菜メニュー店の普及を5市や給食施設と連携して行った。十分な野菜摂取やバランスのとれた食生活を実践するため、ライフステージ別に栄養改善について普及した。

### イ 会報の発行

食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議関係者向け連携通信「ホップ・ステップ・健康！」31号を令和5年3月に発行した。

### ウ 栄養士研修会

新型コロナウイルス感染症のまん延とその対策の影響を受けて、生活リズムの乱れや肥満などの栄養課題が問題になっている。1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを整えることは、成長や発育、健康の維持のために大切である。食事リズムと生活リズムが血糖変動や体重調整などにどのように影響しているのか、肥満や糖尿病の予防など最新の研究から明らかになっていることを学び、栄養指導に役立てるために、圏域各市、給食施設及び地域の管理栄養士・栄養士等を対象に、「エネルギーバランスと時間を主軸とした健康へのアプローチ」をテーマとした研修会を令和4年7月に開催した。（〔表4-7〕参照）